

教政第193号
令和3年9月26日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和3年9月26日以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。

各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われるよう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

教政第192号
令和3年9月26日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

令和3年9月26日以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本日9月26日に開催された、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、同日18時をもって「とくしまアラート」のレベルが、「感染拡大注意・漸増（ステージⅡ）」へと一段階引き下げられることとなりました。

県内の新規感染者数は減少傾向となっているものの、依然として複数の新規感染者が連日確認されており、引き続き、密の回避やマスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的対策はもとより、「教育活動」や「各家庭」における感染防止対策の徹底を図る必要があります。

このため、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」のとおり実施することといたしますので、取組の徹底が図られるよう、適切に御対応いただくとともに、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いいたします。

また、令和3年9月1日付け教政第176号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3.9.1改訂版）」についても御留意いただき、円滑な学校運営に努めてください。

なお、令和3年9月19日付け教政第188号「令和3年9月19日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について（通知）」は廃止します。

令和3年9月26日以降の感染拡大防止対策について

1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は、指導に関する工夫などを行い実施すること。

また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図ること。

＜感染リスクの高い教育活動例＞

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク、ディスカッション等」「近距離で大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 学校行事について

- ・修学旅行・遠足などの校外行事の実施については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象区域との往来は禁止とし、対象地域以外との往来については、当該地域の感染状況及び当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。
- ・文化祭・体育祭の実施に当たっては、感染症対策を徹底するとともに、内容や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- ・その他の行事については、実施の必要性を認識しつつ、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、オンラインでの実施など開催方法等について十分配慮すること。

3 部活動について

- ・活動時間は、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度を原則とする。特に部活動に付随する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。
- ・「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避けること。
- ・活動開始前の検温をはじめとする健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・部活動開始前、休憩時、終了後の食事は避け、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えると同時に、活動終了後は速やかに下校させることについて、特に指導を徹底すること。
- ・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施すること。
- ・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は 30 分に 1 回以上、2 方向の窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・県内外を問わず合宿は禁止すること。
- ・県外他校との練習試合や交流活動は禁止すること。
- ・県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。
- ・ただし、公式な大会やコンクール等については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。

※部活動の場面で感染拡大が見られた場合は、当該部活動の活動は「感染リスクが

高い」と判断し、すべての学校において当該部活動の活動を「休止」する。
※感染拡大が見られた部活動と施設を共有するその他の競技も「休止」を検討する。
※なお、感染者や濃厚接触者、接触者である生徒等がいじめや偏見、差別の対象とならないよう、十分配慮・注意する。

4 研修及び出張について

- ・教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とすること。なお、これらが難しい場合は、延期等とすること。
- ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。

＜お問い合わせ先＞

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当
電話 088-621-3159

【学習指導・学校行事に関すること】

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当
電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当
電話 088-621-3104

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当
電話 088-621-3165

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当
電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当
電話 088-621-3165

【教職員研修に関すること】

教職員課 人材育成担当
電話 088-621-3123

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について

9月19日（日）以降の対応 (R3.9.19教政第188号(通知)に基づく感染拡大防止対策)	9月26日（日）以降の対応
感染拡大注意 「急増」 ステージⅢ	感染拡大注意 「漸増」 ステージⅡ
1 学習指導に関すること ・各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は実施しない。 ・また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。 ＜感染リスクの高い教育活動例＞ ・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク、ディスカッション等」「近距離で大きな声で話す活動」 ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」 ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」 ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」	1 学習指導に関すること ・各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は、指導に関する工夫などを行い実施すること。 ・また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。 (同左)
2 学校行事の実施に関すること ・県境を越えての修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とする。 ・県内で実施する遠足・校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。 ・文化祭・体育祭を実施する場合は、感染症対策を徹底するとともに、内容や時間、開催方法等について十分配慮すること。 ・その他行事については、実施の必要性を慎重に検討し、延期やオンライン等での実施も含め検討する。	2 学校行事の実施に関すること ・修学旅行・遠足などの校外行事の実施については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象区域との往来は禁止とし、対象地域以外との往来については、当該地域の感染状況及び当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。 ・文化祭・体育祭の実施に当たっては、感染症対策を徹底するとともに、内容や時間、開催方法等について十分配慮すること。 ・その他の行事については、実施の必要性を認識しつつ、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、オンラインでの実施など開催方法等について十分配慮すること。
3 部活動に関すること ・活動内容等は精選し、短時間（平日は2時間以内、休日は3時間以内）での活動とすること。特に部活動に付随する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。 ・「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避ける。 ・更なる指導の徹底 (1) 開始前の検温の徹底 (2) 水分補給等を行う際には会話を控える (3) 部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける (4) 終了後は速やかに下校 ・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施する。 ・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行う。 ※部活動の場面で感染拡大が見られた場合は、当該部活動の活動は「感染リスクが高い」と判断し、すべての学校において当該部活動を「休止」する。 ※感染拡大が見られた部活動と施設を共有するその他競技も「休止」を検討する。 ・県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止する。 ・また、県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討する。 ・ただし、公式な大会やコンクール等については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じる。	3 部活動に関すること ・活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を原則とする。特に部活動に付随する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。 ・「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避ける。 ・更なる指導の徹底 (1) 開始前の検温の徹底 (2) 水分補給等を行う際には会話を控える (3) 部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける (4) 終了後は速やかに下校 ・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施する。 ・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行う。 (同左) ・県内外を問わず合宿は禁止する。 ・県外他校との練習試合や交流活動は禁止する。 ・また、県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討する。 (同左)
4 研修及び出張に関すること ・教職員研修等については、オンラインでの実施、あるいは延期等とする。 ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止する。	4 研修及び出張に関すること ・教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とする。なお、これらが難しい場合は、延期等とする。 ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。